

NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る 認可基準ガイドライン

令和6年2月策定
総務省

1. ガイドラインの背景・目的

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する」ことが責務とされている。また、法第2条第5項の規定に基づき、NTT東西が営む地域電気通信業務¹については、適切かつ安定的な電気通信役務の提供を確保する観点から、自ら設置する電気通信設備（以下「自己設備」という。）を用いて行わなければならないとされている。
- (2) 他方、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答申」（令和元年12月17日情報通信審議会答申）を踏まえ、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号。以下「令和2年改正法」という。）が公布・施行され、将来にわたる電話の役務の低廉な提供に資するため、NTT東西による電話の役務の提供に当たり、アナログ加入者回線による電話の提供が極めて不経済となる場合等に限り、例外的に、令和2年改正法による改正後の法第2条第5項ただし書の規定に基づく総務大臣の認可を得て、他の電気通信事業者の電気通信設備（以下「他者設備」という。）を用いて電話の役務の提供ができることとされた。
- (3) さらに、上記（2）の令和2年改正法において、当該総務大臣の認可に係る手続等について、総務省令で定めることとされていることを受け、令和2年9月28日、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和60年郵政省令第23号。以下「施行規則」という。）の一部が改正され、法第2条第5項ただし書に規定する「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合」及び同項ただし書に規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可に係る申請事項が定められた。
- (4) 本ガイドラインは、法第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可に係る考え方を事前に明確化することにより、行政判断の客観性・透明性の向上を図るとともに、関係事業者等の予見可能性を高め、もってNTT東西が、それぞれの事業を営むに当たり、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とするものである。

¹ 「地域電気通信業務」とは、「同一の都道府県の区域内における通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務」をいう。（法第2条第3項第1号）

2. 法第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の認可

(1) 法第2条第5項ただし書に規定する場合

施行規則第2条の2の規定に基づき、「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合」とは、次の①～③のいずれかに該当する場合となる。

- ① 特例地域²のうち、法第2条第5項ただし書に規定する認可の申請の時ににおいて加入者密度³が18未満である市町村内の町又は字その他の区域において、当該申請の際現にアナログ加入者回線により電話の役務の提供を受けている者又は新たに電話の役務の提供を受けることとなる者に対して電話の役務を提供するとき。(施行規則第2条の2第1項第1号)
- ② 市町村内の一定の区域において著しく少数の者に対して電話の役務を提供する場合であって、海底ケーブルその他の通常用いられる設備に比して著しく高額なものを用いることを余儀なくされることその他の当該区域における特別の事情により、当該提供が著しく不経済であると認められるとき(前号に該当する場合を除く。)(同項第2号)
- ③ 災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的に電話の役務を提供するとき。(同項第3号)

(2) 法第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の認可申請

NTT東西は、法第2条第5項ただし書の規定により地域電気通信業務を営むことの認可を受けようとするときは、施行規則第2条の3に基づき、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- ① 業務の内容及び区域
- ② 業務の開始の時期
- ③ 業務を営む理由
- ④ 業務の用に供する電気通信設備の概要
- ⑤ 業務が施行規則第2条の2第1項各号に掲げる場合に該当すると認められる理由
- ⑥ 業務管理体制の整備その他適切かつ安定的な電話の役務の提供を確保するために講ずる具体的な措置
- ⑦ 業務の用に供する電気通信設備の調達に係る適正性を確保するために講ずる

²「特例地域」とは、離島振興法(昭和28年法律第72号)により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に規定する奄美群島、山村振興法(昭和40年法律第64号)により指定された振興山村、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)に規定する小笠原諸島、半島振興法(昭和60年法律第63号)により指定された半島振興対策実施地域及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に規定する離島をいう。(施行規則第2条の2第2項第1号)

³「加入者密度」とは、市町村内の町又は字その他の区域においてアナログ加入者回線により電話の役務の提供を受ける者の数の合計数を当該町又は字その他の区域の面積(政府統計その他これに準ずる民間調査のうち信頼性を有すると考えられるデータに基づくものとする。表示単位は平方キロメートルとする。)で除して得た数をいう。(施行規則第2条の2第2項第2号)

具体的措置

⑧ 業務に係る加入者の保護を図るために講ずる具体的な措置

(3) NTT 東西は、上記(2)の認可申請書の作成に当たっては、後述する3の考え方にに基づき、①から⑧までについて記載すること。

3. 法第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可に係る考え方

(1) 趣旨

法第2条第5項においては、NTT 東西が営む地域電気通信業務については、令和2年改正法による改正後も、適切かつ安定的な電気通信役務の提供を確保する観点から、自己設備を用いて行うことを原則としている。

しかし、電話の役務については、あまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する責務が課されていることから(法第3条)、これを確保するために必要であると認められる場合であって、総務省令に定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、例外的に、他者設備を用いた当該役務の提供を認めることとしている(法第2条第5項ただし書)。

よって、総務大臣の認可に際しては、以下の観点から審査することとする。

(2) 認可に当たっての審査事項等

① 業務の内容及び区域

- ・総務大臣は、業務の内容について、電話の役務の提供を引き続き低廉な加入者料金で提供すること等を目的として、他者設備を用いて当該役務の提供の効率化を図るものである等、他者設備の利用を例外的に認めるという制度の趣旨を踏まえた内容であることの確認を行う。

また、設備老朽化によりアナログ加入者回線の再敷設が必要な場合など、現に当該回線により電話の役務の提供を受けている者等に対して加入を促すときは、具体的にどのような場合に当該役務の提供を行うのかについても確認を行う。

- ・NTT 東西は、業務の内容について、どのような他者設備を用いてどのように電話の役務を提供するのか(提供区域の加入者への提供料金・提供条件の考え方等を含む)を記載すること。

また、業務区域⁴については、以下に従い、別紙の様式による提供区域のリストを添付の上、申請すること。なお、認可申請書に記載する提供区域(施行規則第2条の2第1項第3号にかかるものを除く。)は、②「業務の開始の時期」の日までに他者設備を用いた電話の役務の提供が可能となる区域を記載する必要がある。

ア 施行規則第2条の2第1項第1号関係

⁴ 本ガイドラインにおける「業務区域」とは、他者設備を用いて提供する地域電気通信業務に係る業務区域とする。

- ・総務大臣は、認可申請書に記載された提供区域が、特例地域かつ町又は字の単位での加入者密度が18未満であることの確認を行う。
- ・NTT東西は、当該規定に係る申請に当たっては、提供区域は、別紙の様式により、町又は字の単位で、申請時の加入者密度等を記載の上、申請を行うこと。また、特例地域の該当性について記載すること。

イ 施行規則第2条の2第1項第2号関係

- ・当該規定は、上記アに係る業務区域以外の区域において、著しく少数の加入者に対して電話の役務を提供する場合であって、海底ケーブルの利用等、標準的なものに比べて著しく高額となる電話網の構成をとらざるを得ないこと等の「特別な事情」により、電話の役務の提供が極めて不経済であると認められたときに、他者設備を用いた電話の役務の提供を可能とするものであり、極めて限定的な場合を想定している。
- ・総務大臣は、認可申請書に記載された提供区域について、個別に、先述のような「特別な事情」があり、「著しく不経済」であるかについて確認を行う。
- ・NTT東西は、当該規定に係る申請に当たっては、特別な事情があり、著しく不経済である理由を具体的に記載すること。

ウ 施行規則第2条の2第1項第3号関係

- ・当該規定は、「災害その他非常の場合において」、上記ア及びイに該当する場合に限らず、通信手段を確保するために他者設備を用いた電話の役務の提供を一時的に可能とするものである。「災害その他非常の場合」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する「災害⁵」の場合のほか、アナログ加入者回線や当該回線に接続される設備等の故障等により回線の再敷設や設備の復旧に一定期間以上かかり、アナログ加入者回線が利用できないなどの非常の場合などが想定される。
- ・NTT東西は、当該規定に係る申請に当たっては、災害等の発生地域は予測できないため、業務区域については、町又は字の単位で記載する必要はなく、災害等発生時に提供可能となる区域を記載して申請すること（ただし、後述の4のとおり、災害等の発生により提供した場合には、NTT東西は、遅滞なく、町又は字の単位の提供区域等を総務大臣へ報告すること。）。また、当該規定に基づく電話の役務はあくまで「応急的に」提供するものであることから、災害等の終了後、合理的な期間内にアナログ加入者回線による電話の提供が可能となるよう復旧する必要がある。

② 業務の開始の時期

- ・NTT東西は、「業務の開始の時期」として、加入者に対し、他者設備を用いた電話の役務の提供の準備が整い、当該役務の提供が可能となる予定の時期を記載

⁵ 「災害」とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。（災害対策基本法第2条第1項第1号）

すること。

- ・なお、認可後は速やかに提供可能となることが望ましいことから、認可の日から1年を超えない日までに提供を開始する必要がある（施行規則第2条の2第1項第2号に係る申請において、特別な事情がある場合を除く。）。

③ 業務を営む理由

- ・NTT東西は、施行規則第2条の2第1項第1号から第3号までに係る申請ごとに、法第2条第5項ただし書の規定の趣旨を踏まえ、他者設備を用いた電話の役務の提供のコスト効率化を実現するものであるか等、当該業務を営む理由を記載すること。
また、同項第1号及び第2号については、定量的な効果（効果額を含む。）についても記載することとし、今後10年間のコスト効率化見込みの計画（アナログ加入者回線の新設・維持に要する費用との比較）及びその算定根拠となる情報を記載すること。

④ 業務の用に供する電気通信設備の概要

- ・NTT東西は、施行規則第2条の2第1項第1号から第3号までに係る申請ごとに、電気通信設備の構成図を添付すること。なお、同項第1号に係る申請に当たっては、町又は字の単位で設備構成が異なる場合には、町又は字の単位での設備構成図を添付すること。
- ・設備構成図においては、設備種別、主な設備の設置場所、自己設備・他者設備の別（他者設備については、調達先の事業者名も記載）、責任分界点等を明確化すること。
- ・緊急通報が確実に対応可能な設備であることを示す書類も添付すること。

⑤ 業務が施行規則第2条の2第1項各号に掲げる場合に該当すると認められる理由

- ・NTT東西は、施行規則第2条の2第1項第1号から第3号までに係る申請ごとに、業務区域の設定に係る考え方を記載すること。
- ・同項第1号に係る申請に当たっては、町又は字ごとの加入者密度の算定方法の概要を提示すること。

(3) 業務管理体制の整備その他適切かつ安定的な電話の役務の提供を確保するために講ずる具体的な措置

法第2条第5項において、NTT東西は、原則として「自己設備」を設置することとなっている趣旨を踏まえ、「他者設備」を用いた電話の役務の提供においても、「適切性（低廉な料金及び一定の品質水準の確保）」及び「安定性（役務提供の安定性・継続性）」を確保する必要がある。

NTT東西は、認可申請書に、以下の点について記載すること。また、以下の点が確認できる関連資料も添付すること。（低廉な加入者料金の観点も、(5)で確認）

- ア 申請者が他者設備の運用・管理等に関する監督に必要な能力を有すること。
- イ 申請者が主体となり他者設備の提供事業者との密接な連携を確保すること。
- ウ 緊急時・通信障害時・故障修理時、保守などについて、NTT東西が自己設備で

提供している場合と同等の対応が可能となる措置がなされていること。

エ 他者設備の提供事業者が技術的能力、経理的基礎を有すること。

オ 他者設備の利用に係る契約等において、一方的に卸契約が解除できないような担保や他者設備の利用期間全体にわたる合理的な利用料金が設定されていること。なお、仮に、他者設備による電話の役務の提供が確保できない事態が生じた場合には、法第3条に規定する責務に基づき、自己設備により電話の役務を提供することが求められる。

(4) 業務の用に供する電気通信設備の調達に係る適正性を確保するために講ずる具体的な措置

NTT東西は、公正競争確保の観点から、他者設備の調達に当たっては、広く参入機会を確保した公募を行うとともに、当該設備の利用にかかる契約の満了時には再公募を行う等、適正性を確保するための措置を行う必要がある。

このため、NTT東西は、認可申請書に、公募条件、公募実施期間、調達価格、調達参加事業者、調達先事業者名、契約期間等を記載するとともに、募集要領等の参考資料を添付すること。

総務大臣は、調達に係る不当な差別的取扱いの有無、禁止行為規制に反しないことの確認を行う。また、再公募の際には、調達に係る適正性を確保するために措置を講ずること、具体的には公正競争の観点から、技術的な仕様における公平性が確保されていること等の確認を行う。

(5) 業務に係る加入者の保護を図るために講ずる具体的な措置

NTT東西は、NTT東西の他者設備を用いた電話の役務の提供に当たって、引き続き低廉な加入者料金により電話の役務の提供を行うなど、加入者の保護に係る措置を講ずる必要がある。

このため、以下の事項について、記載すること。

ア 加入者への提供料金・提供条件の考え方

イ 加入者への周知方法（事前説明の時期等）

ウ 苦情相談体制（コールセンタの設置状況、電話番号、対応時間等）

エ 無線設備を用いる場合の加入者宅における電波環境の確認対応体制、電波環境の事前確認状況（実施済み及び実施予定を含む）、電波環境が悪化した場合の改善措置

オ アナログ加入者回線を用いた付随サービスを利用している加入者に対する代替手段の提案等の措置

カ アナログ加入者回線を用いた緊急通報サービスを提供している場合には、当該サービスを継続提供するために講じた措置

4. 実施状況の報告等

(1) 施行規則第2条の2第1項第3号に基づく役務提供を実施した場合

NTT東西は、施行規則第2条の2第1項第3号に基づき、災害等の発生により他者設備の利用により電話の役務を提供した場合には、遅滞なく、その理由、提供開始時期、提供区域（町又は字の単位）、アナログ加入者回線による電話の提供が可

能となる時期の見込みについて、総務大臣へ報告すること。

(2) 総務大臣の認可後に施行規則第2条の3第1項各号の事項が変更となった場合

NTT東西は、総務大臣の認可を受けた後、業務の用に供する電気通信設備の概要が変更となったときは、遅滞なく、総務大臣へ変更内容を報告すること。

なお、提供区域の変更については、市町村合併に伴う名称変更等実質的な提供区域が拡大しない場合は変更内容の報告は不要であるが、加入者密度の減少等により、実質的な提供区域を拡大する場合には、当該拡大に係る業務区域について、新たに認可申請が必要となる点に留意すること。

(3) 事業年度毎の業務の実施状況報告

NTT東西は、毎事業年度の他者設備を用いた地域電気通信業務の実施状況並びに電話の役務の提供に係る効率化に関する取組状況及びその具体的な効果について、毎事業年度経過後6ヶ月以内に、以下の項目について、総務大臣へ報告すること。

また、当該報告について、NTT東西は、経営上の秘密又は加入者の保護等の理由により公表することが困難である事項を除き、公表すること。

① 他者設備を用いた地域電気通信業務の実施状況

ア 報告年度末時点の提供区域、業務開始時期、施行規則第2条の2第1項第1号から第3号までの別、加入者数（※町又は字の単位）

イ 加入者への提供料金・提供条件

ウ 加入者の保護に係る取組状況（苦情相談件数及び主な内容、電波環境調査等の実施状況、その他加入者の保護のために講じた措置の内容）

② 他者設備を用いた電話の役務の提供に係る効率化に関する取組状況

ア 収益の状況

イ コスト効率化見込みの計画に対する達成状況

ウ コスト効率化の将来見込み

5. その他関係法令

NTT東西は、NTT法第2条第5項ただし書の規定に基づく認可申請のほか、他者設備を用いた地域電気通信業務の提供に際し、法令上必要な手続きを行うこと。

(別紙)

提供区域				特例地域の該当性						加入者 密度	備考
都道 府県 名	市町 村名	大字 通称 名	字丁 目名	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)		

注1 記載する町又は字その他の区域の数に応じ、項を適宜増減すること。

注2 「特例地域の該当性」の欄には、施行規則第2条の2第2項第1号に規定する以下の特例地域のうち、該当するものに「○」を記入すること。

(イ) 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(ロ) 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

(ハ) 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村

(ニ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

(ホ) 半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

(ヘ) 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島

注3 「加入者密度」の欄には、施行規則第2条の2第2項第2号に規定する加入者密度を記載し、当該算定に用いた加入者数及び町又は字その他の区域の面積を添付すること。

注4 2以上の電気通信事業者から調達を行う場合には、「備考」の欄に町又は字その他の区域ごとの調達先事業者名を記載すること。

注5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。